

## 断熱構造とする部分

1-5 (1) Ver.3.00

### 熱的境界の確認

最初に、断熱する空間を決めます。基本的に、居間や寝室などの居室の他、廊下やトイレ、浴室などの屋内空間が断熱の対象となります。これらの空間を覆う全ての断熱層、すなわち外壁や天井・屋根・床などの部位を、「断熱対象部位」といいます。また、断熱対象部位は、屋外と断熱空間（室内）を熱的に区分するという意味で「熱的境界」ともいいます。

熱的境界を明確にすること、そして連続させることがとても大切です。曖昧にしておくと、施工も中途半端になり、断熱効果が基準に達しない恐れがあります。

具体的に断熱構造とする部分は、下図に示す部分となります。

- 住宅の屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合) (A)、又は屋根の直下の天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じている場合) (B)
- 外気に接する壁 (C)
- 外気に接する床 (D) 及びその他の床(床下換気孔等により外気と通じている床) (E)
- 外気に接する土間床等の外周部 (F) 及びその他の土間床等の外周部(床下換気孔等により外気と通じている土間床等の外周部) (G)

ただし、以下の部分は断熱構造としなくてもよい。

- イ. 居住区画に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫、その他これに類する区画の外気に接する部位
- ロ. 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏の壁で外気に接するもの
- ハ. 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ、その他これらに類するもの
- ニ. 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分。
- ホ. 床下換気孔等により外気に通じている場合で、バスユニットの裏面に断熱材が貼り付けられている、又は吹き付けられていることにより、断熱構造になっている浴室下部における土間床部分

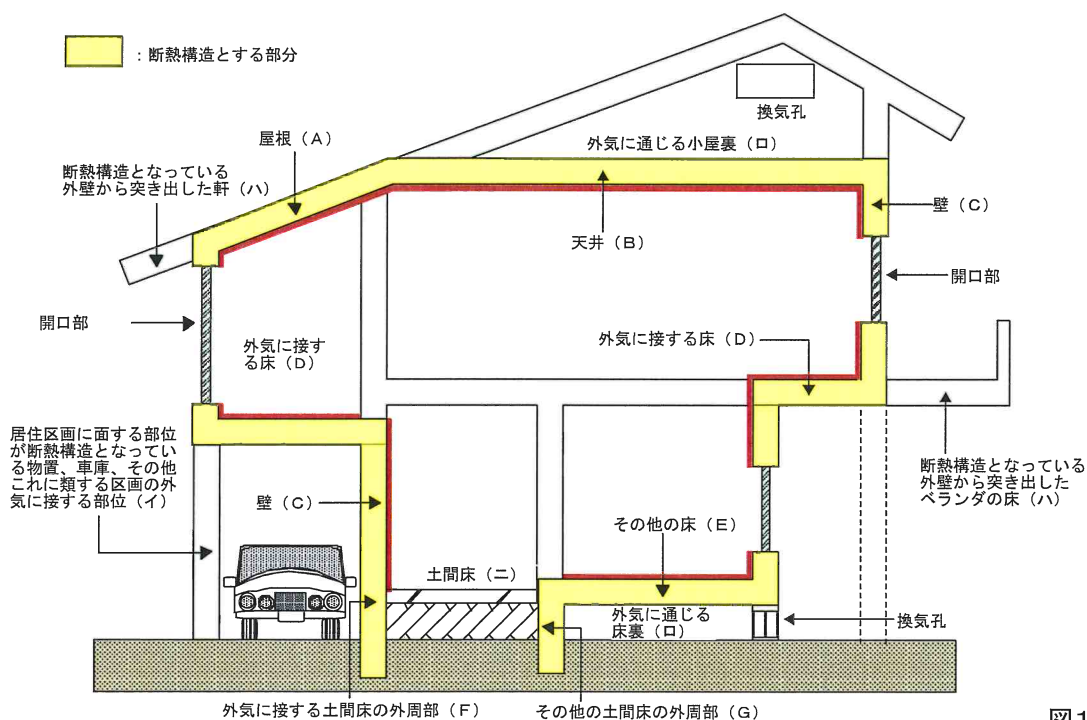


図1-5-1

参考文献 (独) 住宅金融支援機構「【フラット35】対応 枠組壁工法住宅工事仕様書」平成26年  
 全国木造住宅生産体制推進協議会「住宅省エネルギー技術 施工技術者講習テキスト基本編一」

(一社)日本ツーバイフォー建築協会